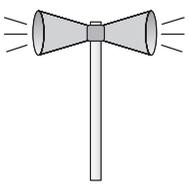


全国瞬時警報システムの伝達試験

地震や大規模なテロ、ミサイル攻撃など、国の緊急情報を発信する「全国瞬時警報システム（Jアラート）」。その情報伝達試験が、2月9日（金）午前11時に、全国一斉に行われます。



それに伴い市は、防災行政無線屋外スピーカーと指定避難所などにある戸別受信機からの試験放送、および市メール配信サービス登録者などへの試験配信を行います。

詳しくは、危機管理室（☎47-7385）へ。

2/12(月・振)はごみ収集を休みます

2月12日は、祝日「建国記念の日」の振替休日のため、すべてのごみ収集を休みます。この日が「もえるごみ」「もえないごみ・ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集日の区域は、2月15日（木）に振り替えて収集します。

詳しくは、クリーンセンター（☎89-4124）へ。



市の統計データを公開しています

市の概要を広く紹介するため、人口や産業の状況など基本的な統計資料を作成しています。令和5年版は二次元コードからご覧ください。

詳しくは、行政管理課（☎47-8241）へ。



二次元コード

住所異動の届出は確実に

住民登録は、行政サービスを受けるための基礎情報となる大切なものですので、確実な届出にご協力をお願いします。

間もなく、就職・転勤・転入学など、異動シーズンを迎えます。市外からの転入や市外への転出、市内転居などで住所を移す人は市への届出が必要です。



なお、マイナンバーカードをお持ちの人で、市外への転出の届出を行う場合は、マイナポータルを利用したオンラインでの届出が便利です。

詳しくは、窓口サービス課（☎47-8764）へ。



マイナポータル

自力避難に心配がある皆さん 災害時要援護者台帳に登録を

ひとり暮らしの高齢者や障がいがある人などは、災害発生時の避難に手助けが必要な場合があります。

災害時要援護者台帳は、こうした人の氏名・住所・緊急連絡先などを本人の同意により登録するもので、自治会などにあらかじめ提供され、災害発生時の援護活動などに活用されます。

自力での避難に心配がある人はご登録ください。

▶対象／市内で在宅生活し、災害発生時にご自身や家族などによる避難が困難な人で、次の①～⑥のいずれかに該当する人

- ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②要介護認定を受けている人（要介護1以上）
- ③身体障害者手帳を持っている人
- ④療育手帳を持っている人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- ⑥その他災害時に地域の援護が必要な人



▶台帳の提供先／市役所関係部署、地元の自治会、担当区域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署

▶申込／直接、社会福祉課（上石津・墨俣地域事務所も可）へ。または、申込書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入して、社会福祉課（〒503-8601 丸の内2-29）へ

▶問合せ／同課（☎47-7256）へ

災害の状況によっては、支援する人が被災する場合があります。「自分の身は自分で守る」ということを心がけてください。

検察審査員に選ばれたらご協力を

あなたの身の回りで、こんなことはありませんか。交通事故や詐欺などの犯罪被害に遭い、警察や検察庁に訴えたのに検察官が裁判にかけてくれないのが納得できない。

このような人のために、検察官が事件を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）が正しかったのかどうかを審査する国の機関として検察審査会があります。検察審査会への審査申立てや手続案内に費用はかかりませんし、秘密は固く守られます。

検察審査会では、11人の検察審査員が審査会議を開き、不起訴処分の判断が妥当であったかを審査します。

その検察審査員は、選挙権を有する人の中から公平・中立な「くじ」で選ばれることになっていますので、あなたが検察審査員に選ばれるかもしれません。

検察審査員に選ばれた場合は、ご協力をお願いします。

詳しくは、大垣検察審査会事務局（☎78-6332）へ。

小・中学校の就学援助をご利用ください！

～ 経済的な負担が大きい世帯の学用品費などを援助 ～

子どもを小・中学校へ就学させるにあたり、経済的な負担が大きい世帯に、学校給食費や学用品費などの一部を援助しています。詳しくは、教育庶務課（☎47-8022）へ。

▶対象／次のいずれかに該当する世帯など

- ①児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ②世帯所得が一定額（世帯状況により異なる）を下回っている世帯
※所得制限額（目安）については、市HPをご覧ください
- ③世帯全員の市民税が非課税または減免されている世帯
- ④国民年金や国民健康保険料が減免されている世帯 など

▶援助の内容／学用品・通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費など

▶申込／子どもが通う小・中学校または、教育庶務課へ

※申請書（民生委員の署名不要）は各学校で配布または、市HPからダウンロード



市HP

ご存じですか？ 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、知的または身体に重度・中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している人に手当を支給する制度です。

申請方法など詳しくは、子育て支援課（☎47-7092）へ。

<支給対象>

療育手帳A1～B1程度や、身体障害者手帳1～3級程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している人

※所得制限があります

<支給額（児童1人当たりの月額）>

1級（重度）：53,700円

2級（中度）：35,760円